

マラケシュ合意(概要)  
(COP7 決定)

環境省地球環境局

1. 途上国支援

(1) 資金供与

枠組条約下の資金供与

- ・ 政治宣言により、十分な資金供与にコミットすることに合意。その貢献は毎年報告し、レビューを行う。
- ・ 以下の基金の設立に合意。

・ 特別気候変動基金 (Special Climate Change Fund)

適応措置、技術移転、エネルギー、輸送、産業、農業、森林、廃棄物管理及び途上国の経済多様化を支援するための基金として設立。

・ 最貧国基金 (least developed countries fund)

国別適応行動計画等の最貧国向け作業計画を支援する基金として設立。

京都議定書下の資金供与

- ・ 以下の基金の設立に合意。

・ 京都議定書適応基金 (adaptation fund)

途上国における適応措置の支援を目的として設立。議定書を締結する意志のある附属書 国が CDM の収益の一部及びその他の資金提供を自主的に行う。

(2) 技術移転

- ・ 緩和及び適応技術、技術評価、IT 等の分野の専門家からなる「技術移転に関する専門家グループ」を設立。

(3) 気候変動の悪影響及び対応措置の実施による影響への対処

- ・ 気候変動の悪影響及び対応措置の実施による影響に関する特定の活動への支援を、地球環境ファシリティ (GEF) 特別気候変動基金、二国間・多国間の支援策を通じて行う。
- ・ 附属書 国による排出削減措置の途上国への影響を最小化する努力を行う際には、すべての温室効果ガス排出部門における市場の不完全性、財政的措置、内国税及び関税の免除並びに補助金の漸進的削減又は段階的廃止、経済多様化への支援等を優先すべきことに合意。

## 2. 京都メカニズム

### (1) 補足性

- ・ 京都メカニズムの利用は国内行動に対し補足的であり、従って、国内行動が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならない。
- ・ 各附属書 国は、上記規定の実施に関する情報を国別報告に含めて報告する(義務)

### (2) 参加資格要件

- ・ 排出・吸収量推計の国内制度(第5条1)及び国別登録簿(第7条4)の整備、IPCC 指針に従った温室効果ガス年間目録の提出(第5条2、第7条1) 排出量取引等による排出枠の移転・獲得等に関する情報の提出(第7条1及び4)等を行うことを資格要件とする。
- ・ 遵守制度の受け入れ、排出削減による途上国等への悪影響の最小化(第3条14)に係る情報提出を要件とする旨の規定は最終的に盛り込まれず。また、第一約束期間の年間目録について、メカニズム参加資格審査として行う内容審査の対象は附属書A(排出源)に限定し、吸収源部分は含まない。

### (3) 排出枠の等価性(fungibility)

- ・ AAU(各附属書 国がその数値目標に基づき発行した排出枠) ERU(共同実施により生じたクレジット) CER(CDMにより生じたクレジット) RMU(国内吸収源活動により生じたクレジット)のいずれもが国際取引可能。

### (4) 排出枠の次期約束期間への繰り越し(バンキング)

- ・ AAUについては、目標達成に用いなかったものは全てバンキング可能。
- ・ ERU, CERは、各々初期割当量の2.5%を上限にバンキング可能。
- ・ RMUはバンキング不可。

### (5) 第6条(共同実施) 監督委員会の設置及びその構成

共同実施事業については、ホスト国がメカニズム参加要件を満たしている場合は、事業による排出削減の検証はホスト国が独自に行うことができ、ホスト国が要件を満たしていない場合は、第6条監督委員会が検証を行う。

同委員会は、経済移行国である附属書 国の3名、その他附属書 国の3名、非附属書 国の3名、小島嶼国の1名(附属書 国6名、非附属書 国4名)で構成。コンセンサスに至らない場合の意思決定は、3 / 4 過半数。

#### (6) クリーン開発メカニズム(CDM)及び共同実施における原子力の扱い

- ・ 附属書 国は、原子力施設から生じた排出枠を数値目標の達成に用いることを控える。

#### (7) 排出割当量の売りすぎによる目標不遵守の防止策(約束期間リザーブ)

- ・ 各附属書 国は、その国別登録簿に登録されているAAU、ERU、CER、RMUの合計が、排出割当量の90%、又は直前に審査された排出目録の5倍のうち、どちらか少ない量を下回らないようにしなければならない。
- ・ 必要留保量を下回る結果を招く取引を行おうとした場合は、移転国に取引停止義務。停止できなかった場合、当該取引により獲得された排出枠は、移転国が留保率を回復するまでの間、目標達成には利用できない。

### 3. 吸収源

#### (1) 第3条4(追加的吸収源活動)

- ・ 締約国は、第1約束期間において、「森林経営」、「農地管理」、「放牧地管理」及び「植生回復」のうちから、計上する活動を選択できる。
- ・ 第1約束期間に限り、次の計上ルールを適用する。  
農業関連活動(農地管理、放牧地管理、植生回復)については、基準年と第1約束期間で、ネット・ネットで計算する。  
第3条3が排出になる国は、排出分を相殺するまで第3条4による森林経営のクレジットを割引なしで認める。(上限900万トンC/年)  
各国ごとの第3条4による森林経営のクレジットのうち、の残り及び共同実施の合計は、別表の値を超えてはならない。

#### (2) 土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)に係るCDM

- ・ LULUCF-CDMによるクレジットは、第一約束期間においては各国の基準年排出量の1%を超えてはならない。
- ・ 新規植林及び再植林をLULUCF-CDMの対象活動として認める(LULUCF-CDM事業の方法、手続きについては、SBSTAで技術的検討を行い、COP9で決定することを目指す)

#### (3) 第3条3及び第3条4の吸収源活動によるクレジット(RMU)の発行・失効

- ・ 各附属書 国が、約束期間前に、毎年発行するか、約束期間全体についてまとめて発行するか、を各吸収源活動ごとに選択できる。

- ・ 吸収源目録の内容審査で問題が見つかった場合、問題が見つかった当該吸収源活動によるRMUは、問題が解決されるまで発行できない。ただし、その場合であっても、その他の吸収源活動によるRMUの発行は影響を受けない(separability を確保)。

#### 4. 遵守

##### ( 1遵守委員会に対する問題の提起

遵守委員会に対しては、第8条に基づく専門家レビューチームの報告書に示された問題のほか、締約国が自国の義務の実施について提起した問題、締約国が他の締約国の義務の実施について根拠情報とともに提起した問題も遵守委員会に提出される。

##### ( 2遵守委員会促進部及び執行部の権限

執行部は、 数値目標(第3条1) 年間目録の提出等の義務(第5条1, 2, 第7条1, 4)

京都メカニズムの参加資格のみに関して審査及び決定を行う。

促進部は、京都議定書の実施に関する全ての義務を扱う。特に、排出削減による途上国等への悪影響の最小化(第3条14)及び京都メカニズムの補足性に関する問題については、促進部が一元的に扱う。

##### ( 3数値目標の不遵守の結果

超過排出量の 1.3 倍にあたる排出枠を次期排出枠から差し引く

・次期約束期間の数値目標達成のための遵守行動計画の策定

・第17条(排出量取引)に基づく排出枠の移転の停止(締約国より移転資格回復の要請があった場合には、遵守委員会執行部により、次期約束期間における当該国の遵守の見通しが示されていないと決定されない限り、移転の禁止が解除される)

##### ( 4第5条及び第7条不遵守の結果

・第5条第7条遵守行動計画の作成・遵守委員会への提出を義務付け。ただし、遵守委員会執行部による追加的な措置は課されないこととなった。

##### ( 5京都メカニズムの参加資格の回復

・上記2.(2)の要件の不遵守により、京都メカニズムの参加資格を喪失した締約国が、資格回復の要請を行った場合、遵守委員会執行部が、依然として問題が未解決であると決定しない限り、当該締約国の参加資格は回復される。

## (6) 遵守委員会の構成

委員構成(執行部、促進部、各10名)

国連5地域及び小島嶼国から各1名、附属書 国から2名、非附属 国から2名  
投票ルール

原則コンセンサス方式。コンセンサスでない場合は4分の3以上の賛成。さらに執行部については、附属書 国と非附属書 国のそれぞれの過半数が必要。

## (7) 遵守制度の採択方法

- ・ 今回合意した遵守制度に関するテキストを COP7 で採択。同一内容の遵守制度を、その法的拘束性も含め、COP/moP1 で採択することを勧告。

(別表)

国名	M t C/年	国名	M t C/年
オーストラリア	0.00	ラトビア	0.34
オーストリア	0.63	リヒテンシュタイン	0.01
ベラルーシ		リトアニア	0.28
ベルギー	0.03	ルクセンブルグ	0.01
ブルガリア	0.37	モナコ	0.00
カナダ	12.00	オランダ	0.01
クロアチア		ニュージーランド	0.20
チェコ	0.32	ノルウェー	0.40
デンマーク	0.05	ポーランド	0.82
エストニア	0.10	ポルトガル	0.22
フィンランド	0.16	ルーマニア	1.10
フランス	0.88	ロシア	33.00
ドイツ	1.24	スロバキア	0.50
ギリシャ	0.09	スロベニア	0.36
ハンガリー	0.29	スペイン	0.67
アイスランド	0.00	スウェーデン	0.58
アイルランド	0.05	スイス	0.50
イタリア	0.18	ウクライナ	1.11
日本	13.00	英国	0.37